明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（裁定の請求）

第十六条　法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ　（略）

（削る）

（削る）

四　昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十八号から第二十号までの規定に該当する者にあつては、その旨

（削る）

（削る）

（削る）

五及び六　削除

（裁定の請求）

第十六条　法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ　（略）

ハ　最後に第一号厚生年金被保険者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者（昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。）以下同じ。）であつた者

ニ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四　次に掲げる者にあつては、その旨

イ　昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十八号から第二十号までの規定に該当する者

ロ　昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者

ハ　昭和六十年改正法附則第十八条第一項の規定に該当する者

五　次に掲げる者にあつては、その旨

イ　昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる者

ロ　昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定による加算が行われる者（六十五歳以上七十歳未満の者であつて令第四条の六に定める障害の状態にあるものに限る。）

六　次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付等」という。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

イ　法又は旧法による年金たる給付

ロ　厚生年金保険法又は旧厚生年金保険法による年金たる保険給付

ハ　旧船員保険法による年金たる保険給付

ニ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

ホ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年地方公務員共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付